

融資・リース・保証

補助金・税金・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

共済制度/法律等に基づく支援

『中小企業における様々な税制措置を知りたい』

中小企業に適用される税制

中小企業者等の方は税制上の様々な特別措置を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出する個人事業者または中小企業者等

※税制上の特別措置では、資本金1億円以下の企業(中小企業)のみを対象としていることがあります(法人税法、租税特別措置法等)のでご注意ください。

措置の内容

■ 個人事業者のための措置

個人事業者は、所得税における基礎控除、配偶者控除などの各種控除のほか、事業専従者給与控除、青色申告特別控除、小規模企業共済掛金控除等により税負担の軽減が図られています。

また、地方税においても、住民税や事業税の専従者給与控除、事業税の事業主控除などの制度があります。

■ 法人企業のための措置

中小企業(資本金1億円以下の企業)については、交際費の一部(年600万円までの交際費支出のうち9割まで)損金算入制度が講じられています。

また、協同組合など特別法人は、組合事業の利用分量配当の損金算入、組合加入金の益金不算入などの制度があります。

中小企業(年所得800万円以下の部分)、協同組合等には19%に軽減税率が適用されますが、平成27年3月31日までの時限的な措置として、15%に引き下げられています。

※なお、軽減税率の引下げにあわせて、東日本大震災の復興財源を確保するため、平成24年4月から3年間「復興特別法人税」として、法人税額に10%の加算税が上乘せされますのでご注意ください。

対象	現行の税率		平成27年3月31日までの時限的な税率
大企業 資本金1億円超	所得区分なし	25.5%	25.5%
中小企業 資本金1億円以下	年所得800万円超の部分	25.5%	25.5%
	年所得800万円以下の部分	19%	15%
商工会、商工会議所、中小企業等協同組合、商店街振興組合など	所得区分なし	19%	19% (年所得800万円超の部分)
			15% (年所得800万円以下の部分)

手続きの流れ

- (1) 確定申告書などに必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書など必要な書類を添付した上で最寄りの税務署に申告します。
- (2) 設備の取得などに関する税制は、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

『設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』

中小企業投資促進税制

機械・装置その他の対象設備・資産を導入された場合、税制の特別措置を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出する個人事業者または資本金1億円以下の中小企業等

※ただし、料理店その他飲食店業のうち料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブなど、サービス業のうち物品賃貸業・娯楽業（映画業を除く）、性風俗関連特殊営業に該当する事業は除きます。

対象となる設備・資産

- (1) 機械・装置（1台の取得価額が160万円以上）
- (2) 特定の工具、器具及び備品
 - ・電子計算機（1台あるいは複数台の合計取得価額が120万円以上）
 - ・デジタル複合機（1台の取得価額が120万円以上）
 - ・測定工具及び検査工具、試験又は測定機器
（1台あたり30万円以上かつ1台あるいは複数台の合計取得価額が120万円以上）
- (3) 一定のソフトウェア（1基あるいは複数基の合計取得価額が70万円以上）
- (4) 普通貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）
- (5) 内航船舶（ただし取得価額の75%が対象）

※平成24年度より、対象となるソフトウェアに中小企業情報基盤強化税制で対象となっていたソフトウェアが統合され、中小企業情報基盤強化税制は廃止されました。

○参考：中小企業情報基盤強化税制のうち、今年度より中小企業投資促進税制の対象となったソフトウェア

1. (1)サーバー用OS※、(2)(1)がインストールされたサーバー、(3)仮想化ソフトウェア※
2. (1)データベース管理ソフトウェア(DBMS)※、(2)(1)+当該DBMSの機能を利用するアプリケーションソフトウェア
3. 連携ソフトウェア※
4. 1～3と同時に取得されるファイアウォール※
5. 1～3と同時に取得される侵入検知システム(IDS)※、侵入予防システム(IPS)※、ウェブ・アプリケーション・ファイアウォール(WAF)※

※ISO/IEC408に基づいて評価・認知されたもの

措置の内容

7%の税額控除または30%の特別償却を受けることができます（ただし、資本金が3千万円を超える法人の方は、特別償却のみとなります）。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により取得した設備・資産については、税額控除のみを利用できます。

手続きの流れ

- (1) 確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で最寄りの税務署に申告します。
- (2) 取得等をした設備について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

適用期間

平成26年3月31日まで

お問い合わせ先

- ・国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口
- ・中小企業庁 財務課 電話：03-3501-5803
- ・経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課 TEL.03-3501-2646

『少額の設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度

取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合、税制の特別措置を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出する個人事業者または資本金1億円以下の中小企業等

対象となる資産

取得価額が30万円未満の減価償却資産

措置の内容

取得価額の全額を損金算入できます。ただし、特例の対象となる損金算入額の上限は年間300万円までとなります。

手続きの流れ

確定申告書等に必要事項を記載し、少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付をした上で最寄りの税務署に申告します。

適用期間

平成26年3月31日まで

お問い合わせ先

- ・国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口
- ・中小企業庁 財務課 電話:03-3501-5803

『事業年度に生じた欠損金に対するの税制措置を知りたい』

欠損金の繰越控除制度、繰戻還付制度

事業年度に生じた欠損金について、翌年度以降9年間にわたり所得金額から繰越控除することができます。また、資本金1億円以下の中小企業は、欠損金の1年間の繰戻還付を受けることができます。

1. 欠損金の繰越控除

対象となる方

青色申告書を提出する中小企業

措置の内容

事業年度に欠損金が生じた場合、翌年度以後9年間は、所得金額からその欠損金を損金に算入する形で順次繰り越して控除することができます。9年間の繰越控除は平成13年4月1日以後に開始した事業年度に生じた欠損金について適用されます。

手続きの流れ

確定申告書等に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告します。(欠損の生じた事業年度において青色申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出することが必要です。)

2. 欠損金の繰戻還付

対象となる方

青色申告書を提出する資本金1億円以下の中小企業

※平成22年4月1日以後に開始する事業年度においては、資本金5億円以上の法人等の100%子法人は欠損金の繰戻還付が適用されません。

措置の内容

事業年度に欠損金が生じた場合、当事業年度の欠損金額を前事業年度の所得金額で除した値に、前事業年度の法人税額を乗じて得た金額の還付を受けることができます。

手続きの流れ

還付を受けようとする法人税の額、その計算の基礎その他の必要事項を記載した還付請求書を最寄りの税務署に提出します。

適用期間

平成21年2月1日以後に終了する各事業年度

お問い合わせ先

- ・ 国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口
- ・ 中小企業庁 財務課 電話:03-3501-5803

『ベンチャー企業への投資に対する 税制上の優遇措置を知りたい』 エンジェル税制

一定の要件を満たすベンチャー企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡等した時点において所得税の減税を受けることができます。また、民法組合・投資事業有限責任組合経由の投資やグリーンシート銘柄への投資についても本税制の対象となります。

対象となるベンチャー企業・個人投資家

【対象となるベンチャー企業の要件】

- I 創業(設立)10年未満※1の中小企業者であること
- II 新規性要件※2を満たすこと
- III 外部(特定の株主グループ以外)からの投資を1/6以上取り入れている会社であること
- IV 大規模法人(資本金1億円超等)及び当該大規模法人と特殊の関係(子会社等)にある法人の所有に属さないこと
- V 未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと

【対象となる個人投資家の要件】

- VI 金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること
- VII 投資先ベンチャー企業が同族会社である場合には、持株割合等が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合等を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主グループに属していないこと

※1 下記「措置の内容」の内、①の対象となるのは創業(設立)3年未満のベンチャー企業となります。

※2 新規性要件については、ベンチャー企業の設立経過年数で異なりますので、詳細は次のURLをご覧ください。→ <http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/subject/index.html>

措置の内容

【対象となるベンチャー企業へ投資した年に受けることができる所得税減税】

個人投資家は①、②のいずれかを選択可能です。

- ①(ベンチャー企業への投資額-2千円)をその年の総所得金額から控除することができます。(控除可能となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方)
- ②ベンチャー企業への投資額全額をその年の他の株式譲渡益から控除することができます。(控除可能となる投資額の上限なし)

【対象となるベンチャー企業株式を譲渡した年に受けることができる所得税減税】

- ③未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)することができます。

※投資時点の所得税減税を受けた場合には、その控除対象金額を取得価額から差し引いて売却損失を計算します。

手続きの流れ

ステップ1 ベンチャー企業が各地域の経済産業局に確認申請を行います。

ステップ2 経済産業局より確認書の発行を受けたベンチャー企業は、個人投資家に確定申告で必要な書類を交付します。

ステップ3 個人投資家は確定申告書に加えてベンチャー企業より交付された書類を添付し確定申告を行います。

お問い合わせ先

経済産業省経済産業政策局新規産業室 電話:03-3501-1569

各経済産業局 下記URLをご参照ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/contact/index.html>

『公害防止設備に関する税制上の優遇措置を知りたい』

公害防止税制

公害防止用設備について固定資産税の課税標準の特例が認められます。
また、公害防止用設備を取得した際に、その事業の用に供した年または事業年度において特別償却が認められます。(法人税、所得税)

対象となる方

青色申告書を提出する個人事業者及び法人

対象となる設備

- (1) 固定資産税の課税標準の特例(平成24年4月1日より平成26年3月31日(⑤においては平成27年3月31日)の間に取得した設備)
- ①汚水又は廃液処理施設、②指定物質排出抑制施設、③ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場、④廃PCB廃棄物等処理施設、⑤除害施設、⑥廃石綿・石綿含有産業廃棄物溶融施設
- (2) 特別償却制度(法人税、所得税)(平成24年4月1日より平成26年3月31日の間に取得した設備)
- 指定物質回収設備(中小企業者等が新增設をする指定物質(テトラクロロエチレン又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン)の回収の用に供される装置を含むドライクリーニング機に限る)

措置の内容

- (1) 固定資産税の課税標準の特例
設備毎に以下の課税標準の特例率が認められます。
- ①、④、⑥: 1/3
②、③: 1/2
⑤: 3/4又は2/3～5/6内で市町村の条例で定める割合
※平成24年3月31日以前に取得した設備については、特例率が異なる場合があります。詳細は下記にお問い合わせ下さい。
- (2) 特別償却制度(法人税、所得税)
当該設備を事業の用に供した年または事業年度において8%の特別償却が認められます。

手続きの流れ

固定資産税の課税標準の特例の適用にあたっては、固定資産税の課税標準の特例に係る届けを各都税事務所及び市町村税務部署に提出することが必要です。

その他

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第5「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」において、構築物は18年、機械及び装置は5年と規定されています。

お問い合わせ先

- ・ 国税庁、国税局または税務署の税務相談窓口
 - ・ 各都道府県主税局、税事務所、各市町村税務部署
 - ・ 経済産業省環境指導室 電話:03-3501-4665(直通)
 - ・ 各経済産業局環境・リサイクル課(巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ※九州経済産業局は環境対策課、東北経済産業局は循環型産業振興課、
沖縄総合事務局は環境資源課

『会計の質を向上させたい』

中小企業の会計

中小企業が、担保や保証に過度に依存しない資金調達を行い、また、取引先の信用を高めるために、「中小企業の会計に関する基本要領(以下、「中小会計要領」という。)」や「中小企業の会計に関する指針(以下、「中小指針」という。)」に拠った財務諸表の作成を促進し、財務諸表の質の向上をお手伝いします。

対象となる方

【「中小会計要領」、「中小指針」の対象となる会社】

株式会社(下記を除く)

- ・金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
- ・会計監査人を設置する会社及び子会社

(注)「中小指針」は、とりわけ会計参与設置会社が計算書類を作成する際に拠ることが適当とされた、一定の水準を保った会計処理を示したものです。一方、「中小会計要領」はそれに比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業が利用することを想定して策定されています。

【上記の他、「中小会計要領」、「中小指針」が利用できる会社】

- ・特例有限会社
- ・合名会社
- ・合資会社
- ・合同会社

支援内容

■ 中小企業の会計に関するパンフレットの作成・配布

「中小会計要領」や「中小指針」の内容を分かりやすく解説したパンフレットの配布を行っています。中小企業庁のHPから無料でダウンロードや郵送のご請求ができます。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/>)



■ 中小企業経営者や経理担当者等に対するセミナーの実施

中小企業基盤整備機構等において、中小企業経営者や経理担当者等に対し、財務・管理会計の理解が深まる「会計啓発・普及セミナー」などを実施しています。

■ 信用保証協会の割引制度及び金融機関の融資商品

信用保証協会では、「中小指針」を適用して財務諸表を作成したことを税理士(もしくは税理士法人)又は公認会計士(もしくは監査法人)が確認した中小企業に対して、保証料率を0.1%割引する制度を取り扱っています。

また、日本政策金融公庫(国民生活事業)でも「中小会計要領」や「中小指針」を適用する中小企業に対して、貸付利率を0.2%引き下げする制度を取り扱っています。

日本政策金融公庫(中小企業事業)では、平成24年4月から、「中小会計要領」や「中小指針」を適用した計算書類の作成及び期中における資金計画管理等の会計活用を目指す中小企業に対し、優遇金利(基準利率-0.4%)で貸付を行う融資制度を開始しました。

お問い合わせ先

中小企業庁 財務課 電話:03-3501-5803

『事業承継について支援を受けたい』

事業承継円滑化支援事業

事業承継対策をしていないと、様々な理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難となってしまいます。なんとなく必要なのは分かっている先延ばしにしがちな事業承継対策。問題になる前にできるだけ早く対策を講じることをお手伝いします。

対象となる方

事業承継でお悩みの中小企業者・後継者

支援内容

■経営承継法による事業承継円滑化に向けた総合的支援(179頁参照)

後継者に事業を引き継ぐ場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継法)」に基づき、事業承継円滑化に向けた支援を受けることができます。

■事業承継円滑化のための税制措置(180頁参照)

世代の交代期を迎えた中小企業の後継者が事業承継を行う場合、相続税、贈与税、または所得税の特例措置を受けることができます。

■事業承継支援資金(179頁参照)

中小企業の皆様等が事業承継に必要な資金の低利融資を受けることができます。

■中小企業支援ネットワーク強化事業(27頁参照)

経済産業局が中心となって幅広い支援機関から成る中小企業支援ネットワークを構築し、支援機関で対応しきれない高度・専門的な、事業承継、農商工連携、経営革新等の経営課題に対し、専門知識と豊富な実績を有する巡回対応相談員が各支援機関窓口において直接対応すると共に、必要に応じて専門家派遣を行う事業を実施します。

■中小企業成長支援ファンド(56頁参照)

後継者不在等の問題を抱える中小企業は、ファンドによる資金供給や販路拡大等の経営支援を受けることができます。

■事業承継フォーラムなどの開催

事業承継に関する対策の早期取組を促すための中小企業経営者等向けの事業承継フォーラムや税理士等の中小・零細企業の事業承継を支える中小企業支援者向けの研修を実施いたします。(開催時期や場所は、中小企業基盤整備機構 事業承継・知的資産経営支援室 電話:03-5470-1576にお問い合わせください。)

■事業承継に関するパンフレットの作成・配布

中小企業の円滑な事業承継のためのパンフレットを用意しております。中小企業庁のHPから無料でダウンロードや郵送のご請求ができます。
(<http://www.chusho.meti.go.jp/>)



ご利用方法

各頁に記載されております連絡先にお問い合わせください。

融資・リース・保証

補助金・税金・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

共済制度/法律等に基づく支援

『後継者に事業を円滑に引き継ぎたい』

経営承継法による事業承継円滑化に向けた総合的支援

後継者に事業を引き継ぐ場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継法）」に基づき、事業承継円滑化に向けた支援を受けることができます。

対象となる方

相続による自社株式等の散逸を防止したい非上場中小企業の後継者
事業承継に伴い多額の資金ニーズが発生している非上場中小企業とその後継者
事業承継税制(180頁参照)の適用を受けようとする非上場中小企業の後継者

支援内容

■遺留分[※]に関する民法特例

一定の要件を満たす後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手續（経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可）を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができます。

※ 「遺留分」とは、配偶者や子など（遺留分権利者）に民法上保障される最低限の資産承継の権利です。後継者への生前贈与により、相続時に他の遺留分権利者が実際に得られた相続財産が「遺留分」に足りない場合に、後継者が、他の遺留分権利者から「遺留分」を取り戻すための請求（遺留分減殺請求）を受けるおそれがあります。

①生前贈与株式を遺留分の対象から除外

贈与株式を遺留分減殺請求の対象外とすることで、相続に伴う株式分散を未然に防止ができます。

②生前贈与株式の評価額を予め固定

後継者の貢献による株式価値上昇分を遺留分減殺請求の対象外とすることで、企業価値の向上を心配することなく経営に集中できます。

■金融支援

事業承継に伴う多額の資金ニーズ（自社株式や事業用資産の買取資金、相続税納税資金等）や信用力低下による取引・資金調達等への支障が生じている場合に、経済産業大臣の認定を受けることで、①信用保険の別枠化による信用保証枠の実質的な拡大、②株式会社日本政策金融公庫等による代表者個人に対する貸付け[※]を利用することができます。

※ 金融支援については、親族に限らず、親族外の役員や従業員が事業を承継するために自社株式や事業用資産を買い取る場合等にもご利用いただけます。

■事業承継税制の基本的枠組み

平成21年度税制改正において抜本拡充された事業承継税制については、経営承継法における経済産業大臣の認定を受けた非上場中小企業の後継者が対象です。

雇用確保を始めとする事業継続要件などを満たす場合に、自社株式等に係る相続税や贈与税の納税が猶予されます。

お問い合わせ先

- ・ 中小企業庁 財務課 電話：03-3501-5803
- ・ 各地方経済産業局産業部中小企業課（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『事業承継を円滑化するための税制措置について知りたい』

事業承継円滑化のための税制措置

世代の交代期を迎えた中小企業の後継者が事業承継を行う場合、相続税、贈与税、または所得税の特例措置を受けることができます。

対象となる方

非上場株式を相続または贈与により取得した中小企業の後継者
特定小規模宅地を相続した個人事業者・中小企業の後継者

措置の内容

■非上場株式等についての相続税の納税猶予制度

後継者である相続人等が、相続等により、経営承継法に係る経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。ただし、相続前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限ります。

【経済産業大臣の認定を受ける（継続する）ための主な要件】

- (1) 中小企業基本法上の中小企業であること。
- (2) 資産管理会社に該当しないこと。
- (3) 計画的な承継に係る取組（後継者の確定等）に関して、先代経営者の存命中に「経済産業大臣の確認」を受けていること（先代経営者が60歳未満で死亡した場合等を除く）。
- (4) 先代経営者が会社の代表者であったこと。
- (5) 先代経営者及びその同族関係者が発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、先代経営者とその同族関係者（後継者を除く。）の中で筆頭株主であったこと。
- (6) 後継者が先代経営者の親族であること。
- (7) 後継者及びその同族関係者が発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、後継者とその同族関係者の中で筆頭株主であること。
- (8) 後継者が相続開始の直前に会社の役員であったこと
- (9) 相続後5年間※、雇用確保を始めとした事業継続要件を満たすこと。 等

※納税猶予の適用を継続して受けるためには、5年間の事業継続後も対象株式の継続保有等が必要です。ただし、後継者が死亡した場合などには猶予税額が免除されます。

■非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度

後継者である受贈者が、贈与により、経営承継法に係る経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から全部または一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。ただし、贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限ります。

※一定の場合に「相続時精算課税制度（後述）」と併用することが可能です。例えば、後継者が発行済議決権株式総数の2/3を超える株式の贈与を受ける場合には、贈与税の納税猶予制度の対象外となる株式について相続税精算課税制度を利用することができます。

■特定小規模宅地(事業用・居住用)の減額(相続税)

400㎡までの特定事業用宅地と240㎡までの特定居住用宅地(事業または居住を継続したもの)は、評価額の80%が減額となる課税の特例を受けることができます。

※「相続税の納税猶予制度」と併用が可能であり、それぞれの上限まで利用することができます。

■非上場の相続株式を自社に売却した場合の課税の特例(所得税)

非上場株式を相続した個人が、相続税の申告期限から3年以内に発行会社に相続株式を売却した場合(いわゆる金庫株の活用)、みなし配当課税(最高50%の累進課税)でなく、譲渡益全体について譲渡益課税(20%)※が適用されます。

また、自社株に係る相続税の額が、会社に譲渡した自社株の発行済株式総数に占める比率に応じ、取得費に加算される特例が利用できます。

※特例創設以前は、非上場株式を発行会社に譲渡した場合、譲渡対価のうち発行会社の資本等の金額を除く部分(利益積立金相当)について、譲渡前の株式保有比率に応じ、みなし配当課税(最高50%)がかかるため、相続した株式の発行会社への譲渡による相続税納税資金の調達等が困難になっていました。

※譲渡益課税20%=所得税15%+住民税5%

なお、特例を受けるためには下記の手続きが必要です。

(1) 譲渡対価の全額を譲渡所得の収入金額とする特例

その非上場株式を発行会社に譲渡する時までに「相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書」を発行会社に提出することが必要です。

(2) 相続税額を取得費に加算する特例

この特例を受けるために確定申告をすることが必要です。確定申告書には、①相続税の申告書の写し、②相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書、③株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の添付が必要です。この②の計算明細書を使用すると、取得費に加算される相続税額を計算することができます。

■相続時精算課税制度(贈与税・相続税)

贈与税の申告時に、「相続時精算課税選択届出書」など必要な書類を添付することで、下記のとおり、贈与時に軽減された贈与税を納付して相続時に相続税で精算する課税制度を選択することができます。

(贈与時)

申告を前提に、65歳以上の親から20歳以上の子への贈与につき、2,500万円の非課税枠(限度額まで複数回使用可)があり、これを超える部分については税率一律20%で課税します。

(相続時)

贈与時の時価で贈与財産を相続財産と合算して相続税額を計算し、精算します。

お問い合わせ先

・国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

電話:03-3581-4161(代表)

URL: <http://www.nta.go.jp/>

・中小企業庁 財務課 電話:03-3501-5803